

ニュース・レター

NEWS LETTER
May.31 2001vol.
11

巨木・古木100本を移動

日本初の女性樹木医
塚本こなみさんに聞く

長さが160センチもある薄紫の花房を250畳分もある棚いっぱいにつけるフジの大樹など巨木・古木約100本の移植経験を持つ女性樹木医第1号の塚本こなみさん51歳を訪ねました。

樹木医は1991年につくられた農水省の国家試験制度。樹木の診断、治療、巨樹の移植などの専門家。現在、樹木医は全国で700人いますが、女性はそのうち17人。塚

本さんは1992年に女性で初めて資格を取りました。フジの巨木をどう移植したのでしょうか。

「トレーラーで運べる限界まで枝と根を切り詰めなければなりません。枯れないように2年がかりで切り詰め、さまざまな手当をしました。それでも重量は約5トン。工事の延べ人数は2,000人、費用は約1億円でした」

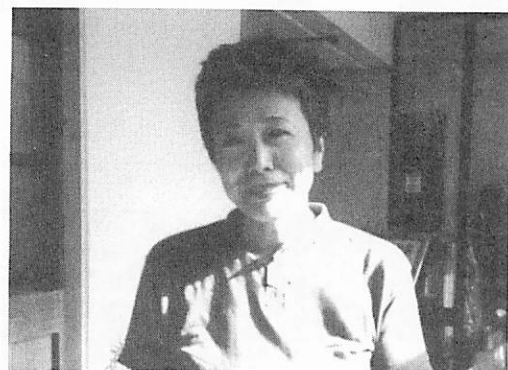
現在、「あしかがフラワーパーク」の園長を務め、世界最大級のフジの巨木4本や樹齢80年を超える1,500本のクルメツツジなどが咲き乱れる“花の楽園”を管理しています。

(文と写真・川名英之、5月9日、「あしかがフラワーパーク」で)

CONTENTS

- ② 大原 俊子・スタートは1人から 市民としてどう環境問題と向き合うか
- ⑤ 浦野 紘平／細見 正明／早水 輝好・POPs条約国際交渉の参加報告会
- ⑧ 高橋 元・建築での有害な汚染 化学物質問題
- ⑫ 鹿野 美紀・「環境法の今」第4回 自動車リサイクルに関する法制化について
- ⑭ International News Clip (最近の国際動向)
- ⑮ 公開学習会「ダイオキシン特措法の施行から1年」

市民として どう環境問題と 向き合うか



神奈川県厚木市在住 主婦 大原俊子

ダイオキシン問題をどうしよう

先日、新聞に温暖化がこのまま進むと2025年には50億の人が水不足となり、沿岸地域は海面が1m上昇するという記事がありました。私たちが生きている大切な地球は人間の営みにより、大きな自然の変化が進んでいます。地球規模の環境汚染、環境破壊を知ると、現実是非常に厳しくて、何をしたらよいのでしょうか。

私は、数年前より、国民会議の会員になり、ダイオキシンや環境ホルモンについて関心を持っていました。1999年に生活クラブ生活協同組合が行った松葉によるダイオキシン測定に、私は生活クラブの一員として500円をカンパし、松葉の採取に参加しました。その時に調査結果が出た後、生活クラブはどう動くのかと漠然と思っていました。そんな折りに2000年度の生活環境委員をやらなかつたかの声がかかって、これは私の仕事だと思い引き受けました。2000年度から新たにダイオキシン部会が加わり、生活環境委員会はせっけん部会、ビンのリユース化を進めているグリーンシス

テム部会、ダイオキシン・環境ホルモン部会として活動することになりました。私はダイオキシン・環境ホルモン部会長として一年間活動しました。

見えないダイオキシンって分かりづらいけど、

初めに、生活クラブの方針を基に、自分達がどう活動できるかを話し合いました。生活クラブの固形せっけん、粒状せっけん、せっけんシャンプー、リユースビンなど形があるものを対象とする他の部会と異なり、ダイオキシン・環境ホルモンは目に見えないものが対象なので、わかりにくいのです。まず、理解するために勉強し、それからダイオキシン・環境ホルモンを減らすためにどうしたらよいかを考えました。ダイオキシン汚染濃度の高い地域を調べる、市民として何ができるか、行政はどうなっているのか、企業への働きかけは、などを話し合いました。その際に「自分1人がやったって、変わらない」と言われるという意見が部員の中から上がりました。「でもね、1人から始まるのよね。『なんでもいいから、できることから始めましょう。』と言いましょ。あきらめたらよくならないしね。」このような調子で部会はスタートしました。

我が家のゴミをチェック！

勉強会の後、ダイオキシンを減らすためにはどうしたらよいかを話し合いました。その結果、家族のゴミを調べることになり、生活クラブ員にもニュースで呼びかけ、ゴミチェック調査を行いました。8月は部会としての活動は休む代わりに、1

●大原俊子さんのプロフィール

- ・1947年生まれ。54歳。夫と3人の子供（男2人、女1人）の5人家族。高校卒業後、会社勤めをしてから結婚。子供の幼稚園の父母会長や小学校の役員をする。
- ・1989年～1994年 子どもたちの教育環境を守る市民運動の代表として活動
- ・1994年5月～9月 某政治団体の地域ネットの代表となる
- ・1994年9月～1997年 あまりに頑張りすぎて、ダウン
- ・1998年ごろ ダイオキシン環境ホルモン対策国民会議に入会
- ・2000年 神奈川県中央生活クラブ生活協同組合・生活環境委員会・ダイオキシン環境ホルモン部会長として一年間活動する

「Let's チャレンジ！ゴミチェックの用紙。
12家族が調査に参加。7日間のゴミの総量
は120kgでした。」

週間ゴミ量のチェックを行いました。結果は厚木市や綾瀬市の自治体の平均的なゴミ量に比べ、かなり少ない量となりました。部員がかなり気を使ってゴミ出しをしたことや、生活クラブの協同購入やリユースビンなどのおかげでゴミが少ないのではないかと思います。ゴミのチェックをして分かったことは資源回収が進んだため残ったのが生ゴミとビニール、プラスチックの化学製品と加工した紙などでした。このことから、意識をすれば家庭の不用品はリサイクルやリユースをすることで、焼却ゴミも減らせることが分かりました。ダイオキシンや環境ホルモンの発生要因となる塩ビ製品や漂白をしてある品物や化学製品は購入時に表示を見て選ぶことができます。ゴミチェックの結果は生活クラブの県央ニュースで報告しました。その後、イベント用として、2枚1組でサンドイッチマンのようにアピ

ールできる、そして自分達にもわかりやすい内容のパネルを3組作りました。これはアピール度が高く、イベントや消費者生活展等にパネル表示をする際にも役立っています。他にも銅線によるダイオキシンチェックを部会で行い、その後に生活クラブの支部委員会で行いました。この一年、月一回の活動なので、全ての計画は実行できませんでしたが、ゴミチェックをしたことにより、改めて自分達の生活スタイルにも原因があることが分かったり、アピールする材料ができたりと、部員

環境ホルモン・ダイオキシン削減のために私たちに出来ることは？

まずゴミから考えてみました。

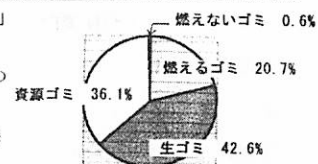
Let's チャレンジゴミチェック報告

生活環境委員会ダイオキシン・環境ホルモン部会

県央ニュースで募集しました「レッツチャレンジゴミチェック」に2名の方の応募がありました。8月の任意の一週間で、燃えるゴミ、燃えないゴミ（金属・ガラスなど）、資源ゴミ、それぞれの量を計って、一般家庭のゴミの量と比較しました。

調査家庭はチャレンジ応募者2家族、部会員10家族の12家族・38名です。12家族の7日間のゴミの総量は約120kgでした。

一人一日のゴミの量 (総量÷7日÷人数)	生活クラブ員	厚木市	綾瀬市
	454g	816g	800g



☆生活クラブ員のゴミはなぜ少ないのか？

- ・共同購入による優位性。
卵、野菜を班分けするためトレーなど不用。
- ・リユースシステム
ビンを繰り返し使っている。
- ・包装は出来るだけ簡単にしてある。
しかも(塩ビ材料は除き)ほとんど包装材の材料名が記載されていた。(市場に出回っている商品の一部は表示されているが、ほとんどなかった。)

☆ゴミをチェックしてわかったこと——

減量するためにはどうしたらいいのか

- ・家庭の生ゴミを減らそう
生ゴミ(42.6%)のうち35.7%が調理くず、52.8%が食べ残しです。また、可食廃棄(食べられるのに捨てているもの)が生ゴミの28~30%を占めています。可食廃棄を減らすために
1. 賞味期限を過ぎても食べられるので、自分の感覚(臭い、味、色)を大切に判断しよう
2. 野菜はきれいに洗って皮ごと食べたり、レタスの外側はゆでて食べるなど工夫して食べきるようにする。
3. 食べるだけ作る。
- ・燃えるゴミは生ゴミを除き、資源回収に回すことをいねいにやるとほとんどが化学製品である。
1. 塩ビ製のものは購入しない。
4. 化学製品の分別に向けて方法を考える必要があるのではないか。

参加者の感想

・チャレンジャー：夏休みの宿題に役立ちました。

・参加者全員：

- ♥ ゴミの分別に気をつけた。 ♥ 燃えるゴミはビニール、プラスチック、ポリ等が多かった。 ♥ 生ゴミはすいか、野菜を多く使った料理では多く出た。 ♥ 草取りをして出た草は干してから出したが何かよい方法は？ ♥ 生ゴミが多く、特に賞味期限が切れて出したものもあり、計画的に献立を立てむだを省く様考えねば。 ♥ 共同購入により包装が不要なものもありゴミ減量につながっている。 ♥ 地球環境を守るため私達が身近な事で出来ることをより多くの人達に広がっていく事が出来ればと思う

私たち一人一人が地球環境を考えて出来ることを一つずつ続けていく事(共同購入に参加する、リユースに参加する、ゴミを分別してリサイクルする)が地球環境を守ることにつながるのではないのでしょうか。

-3-

が元気に活動できたことが大きな収穫でした。

シンプルライフスタイルを提案しよう

人間の生命を誕生させる生殖器が一番ダイオキシンの影響を受けることは悲しい現実です。戦争も環境問題もいつの間にかそうなっていて、行政が悪い、企業が悪いと他人のせいにははいけないと思うのです。私達ひとりひとりが気がついたら声に出して意見をいうこと、市民として責任ある行動をとることが大切だと思います。現在私は

Let's チャレンジ！ゴミチェック

あなたの家のゴミの量は、どのくらいか知っていますか？
1週間分の重さを計って見ましょう。
毎日でも、ゴミの日でも、1週間まとめて計ってもいいです。

家族の人数：① 人

ゴミの種類	/	/	/	/	/	/	/	合計
①燃えるゴミ								
② " (生ゴミ)								
③燃えないゴミ (金物)								
④ " (ガラス)								
⑤ビン								
⑥缶 (アルミ・スチール)								
⑦ペットボトル・食品トレイ								
⑧紙類 (新聞・雑誌)								
⑨ダンボール・布								
合 計								② g

1人1日のゴミの量 = ② g ÷ 7日 ÷ ① 人 = g

注意： ★⑤～⑨は資源ゴミです。
★生活クラブのRビン・販売店に戻す予定のビールビン・一升ビンは、除きます。
★フリーマーケット・バザーに出す予定の衣類などは、除きます。

「ゴミチェックの結果を報告した県央ニュースNo.154」

家庭の事情でパートをしています。生活クラブという運動グループの中のような大きな動きはできませんが、去年は忙しいので言っていることと行動が伴わないなど矛盾を感じながらくらしていましたが、自分が学んだことをどこまで実践できるかをやろうと思っています。余計なものを買わない、ダイオキシンや環境ホルモンの発生原因となるものは買わない、モノを大切に使うなどシンプルなライフスタイルを提案するグループを去年の仲間と計画中です。実際には、買い物の際はできるだけ袋を持参して、「ビニール袋一枚だけにしてね」とゴミになる材料を断るなど、無理なくできることを行い、増やしていけるように努力中です。

世の中は変わる！変えられる！

環境問題はいろいろな要因があって、なかなか出口が見えませんが、ひとりひとりが関心を持って行動し、言葉に出すことによって、まわりを少しずつ変えていくことはできます。私は1989年から1994年の約6年間、近くに新設の小学校の校舎

と体育館の間に道路ができるという、うそのような計画に反対しました。子供たちに言い訳をしたくないとの思いで、行政に粘り強く働きかけ、道路のない小学校ができました。その時にあきらめずに声を出すことの大切さや、市民運動とは反対運動ではなく意識を変える運動であること、自分が動くことで世の中を変えることを体験しました。最初のスタートは本当に大変ですが、あきらめずに続けていくことが大きな力を持ち、ある時点で大きな変化を起こすことが可能です。まず気づいた1人からスタートし、仲間を増やしましょう。私達の生命の源である地球を今よりよい状態にして次の世代へつなぐ役目が私達にはあると思うのです。

環境を大切に考えて行動している方、食生活に関心がある方、お便りをください。情報交換しませんか。

連絡先：〒243-0021 神奈川県厚木市岡田5-11-6-303

電話・FAX 046-228-1536 大原 俊子

POPs 条約国際交渉の参加報告会



3月31日、東京都豊島区池袋のエポック10で「POPs条約国際交渉の参加報告会」が開かれました。報告会では、横浜国立大学工学部物質工学科の浦野紘平教授が『循環型社会と化学物質政策』と題する基調講演を行い、次いで東京農工大学の細見正明教授が「PCB処理の課題」について講演し、環境省環境保健部化学審査室の早水輝好室長とPOPs廃絶日本ネットワーク(JPEN)の中下裕子事務局長などが国際条約交渉の参加報告をしました。以下に浦野、細見両教授、早水室長の講演・報告の要旨を掲載しました。

(写真撮影／新井喜代次)



循環型社会と化学物質政策

横浜国立大学教授 浦野 紘平

■毒性情報なしに使われている化学物質

私たちの身の周りには多くの化学物質があります。日本では約7～8万物質が商業的に製造・販売されています。これらの化学物質のうち、発がん性、一般慢性毒性、生殖毒性、感作症(アレルギー誘発性)、水生生物毒性などの毒性情報が揃っている物質はほとんどありません。これらの毒性のうちいずれか一つでも、信頼できる機関からの情報が得られている物質は4,000種類程度で、市販されている化学物質の5パーセントにすぎず、環境基準や排出基準が決められている化学物質は数十しかありません。

■日本の化学物質政策の問題点

「有害化学物質」については主に起こった問題に対して、後追いで対策が取られてきました。また規制物質以外の物質については、ほとんど測定も対策も行われていませんでした。さらに環境基準の中の化学物質に関する項目は人の健康の保護に関する基準とされ、野生動物に対する影響は考慮されていませんでした。1973年にPCB問題をきっかけに成立した化学物質審査規制法は世界に先駆けた予防的対策の法律でしたが、法律制定以前から使われていた既存物質による地域汚染には機能せず、審査された毒性情報などもほとんど公開されない状態でした。

1992年6月の「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)で採択された「アジェンダ21」に基づき、O

ECD(経済協力開発機構)が各国へ導入を勧告したPRTTR(環境汚染物質排出・移動登録)の制度により、日本では2002年から従業員21人以上の企業などが354の対象化学物質について移動・排出量を公表します。企業は環境報告書などを通して自主的に情報公開を進めるものの、まだ企業側の一方的な情報発信に留まっています。これが今後の課題です。

■化学物質対策の今後進むべき方向

今後10年程度の間に化学物質対策を抜本的に進めるための方向は現状を踏まえてまとめると、次の6つになります。

1. 物質循環・環境汚染・有害性等の情報の収集・一元化と情報公開の促進。
2. 規制から予防的管理、自主管理、市民参加管理。

3. 測定・評価方法の多様化、効率化と情報公開。
4. 過去の汚染や汚染原因物質の早急な精算。
5. 生活環境中化学物質対策の強化。
6. 野生生物(生物多様性)の保護対策の強化。

安心と安全が保障された社会を構築するためには、「規制的な措置」、「情報の公開」、「経済的な措置」の3つを組み合わせ実施し、また行政官、企業人、NGO/市民、研究者が立場を超えて協力をする必要があります。

その実践の場として、私はエコケミストリー研究会を主催していますので、関心をお持ちの方は、ぜひ以下のホームページをご覧ください。

(<http://env.saftyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/>)



PCB処理の課題

東京農工大学教授 細見 正明

■低く抑えられている条約のPCB基準

PCBはPOPsのうちで最も重要な物質であるにもかかわらず、昨年12月のPOPs条約政府間交渉会議では大きな議論にならずに合意に達しました。その結果、締約国は条約に定める濃度別の優先事項に従って、トランス・コンデンサーなどの装置内のPCBの使用を2025年までに廃絶し、2028年までに処理すること、輸出入の制限、他のPCB含有物品の確認、報告義務などが定められました。

条約はせっかく成立しても50カ国が批准しなければ発効しません。まず発効させることが大切なので、多くの国が参加できるよう、条約の基準は低く抑えられています。ですから、日本が国内でPCBをどう処理するかを議論し、国内法を整備する場合には、「条約の基準以下であれば放置してよい」と言うものではありません。

■国会で審議中のPCB処理関係の法案

日本では現在、PCB処理関係の2法案が国会で審議されています。1つは「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案」、もう1つは「環境事業団法の一部を改正する法律案」です。

前者の「特別措置法案」は、国がPCB廃棄物の処理計画を策定し、都道府県・政令市は国の基本計画に即して、その区域における処理計画を策定すべきこと、PCBを処理する場合の事業者等の届出義務、譲渡制限、事業場への立入検査、措置命令、罰則などの規制を定めています。

また後者の「一部改正法案」は、PCB廃棄物直轄処理事業を環境事業団の新たな事業として創設し、PCB廃棄物処理基金を設置するというものです。

■ダイオキシン問題と捉えるべきPCB問題

ダイオキシン類であるPCBの問題はダイオキシン問題として捉えるべきです。日本ではPCBの安全基準であるADIが「5マイクログラム/キログラ

μ/日)、ダイオキシンの基準であるTDIが「4ピコグラム/TEQ/キログラム/日」で、PCBの安全基準がダイオキシンの基準に比べて緩い。PCBの安全基準はもっと厳しくする必要があります。

行方不明になっているPCBが全部、環境中に排出されているとして、これをダイオキシンに換算すると、年間3キロぐらいが30年間にわたって環境中に排出されたことになります。

PCBの処理を進めるためには、情報公開や地域

住民とのコミュニケーションが不可欠です。私が関わっている東京都のPCB処理の検討会にJPENから意見をいただきましたが、この種の検討会に住民の代表が最初から入っていただくようにすることが大切だと思います。これからは住民が本当に必要としている処理技術は何なのかを住民の側から発信していくべきではないでしょうか。



POPs 条約の主な論点

環境省環境保健部化学物質審査室長 早水 輝好

(GEF)を中心とした暫定的な資金援助メカニズムを構築することになりました。

■条約に盛り込まれた予防的アプローチ

南アフリカ・ヨハネスブルグで開かれた「POPs条約政府間交渉会議第5回会合」(昨年12月4日～9日)の条約交渉の様様と合意された条約の内容について報告します。

この会合には120カ国から500人以上が参加し、5日間は朝7時半から夜11時半まで断続的に、そして最終日の10日は徹夜で会議が開かれ、10日朝8時すぎに最終合意に達したのです。これにより、合意されたPOPs条約案が5月22日、23日の両日、スウェーデンの首都ストックホルムで開催の外交会議で正式に採択され、調印されます。

合意された条約案は予防的で、かつ科学的根拠に基づく環境汚染防止対策を実施する必要があるとの観点から、目的部分に「地球サミット」(1992年6月)の「リオ宣言」第15原則に掲げられている予防的アプローチを引用しています。そして新規の化学物質を選定する際には、審査委員会での科学的評価をもとに、必要に応じて予防的な手法を用いつつ行うこととされました。

発展途上国が条約の遵守に必要な資金援助の仕組みについては、討議の結果、地球環境ファシリティ

■ダイオキシンは可能な範囲で「廃絶」を目標に

非意図的に生成されるダイオキシン、ディベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼンなどの化学物質対策については、「廃絶」を目標とするよう条文中に明記するかどうかをめぐって議論され、結局、実施可能な範囲で廃絶を究極的な目標とする趣旨を条文中に記述することになりました。

次に、PCBの使用・処理の目標年次をどう設定すべきかを議論しました。その結果、製造・使用を原則禁止する附属書Aに記載され、PCB含有機器に関し、その量や濃度の大きい方から3つの優先度ランクに分けた上で、継続的使用の停止(使用場所の特定やラベリングなどの対策を含む)および保管されたPCB廃棄物の処理について一定の目標年限を定めて確固たる努力をすることなどが明記されました。

目標年次は、使用停止については2025年、処理については28年と暫定的に設定されましたが、今後締約国会議で見直しが行われます。

マラリアの対策にどうしても必要と言われているDDTは、対策に必要な国だけ限定的に使用を認め、定期的に報告を義務づけ、審査をすることになりました。

建築での 有害な 汚染・ 化学物質 問題



高橋 元
(たかはし はじめ)

- ・(有)ひと・環境計画 代表
- ・一級建築士
- ・Diplom Ing. Architekt (ドイツ国公認建築家)
- ・国民会議発起人

1946年生まれ。上智大学理工学部卒業。その後、ドイツ国立ダルムシュタット工科大学建築学科卒業。帰国後、コーポラティブ住宅、その他一般の建築活動に従事。

1995年エコロジー建築設計と情報ネットワーク組織「ひと・環境計画」(会員向け情報誌発行)を建築家仲間と設立。ドイツの消費者向け書籍「エコテスト」を翻訳、「エコロジー建築」として出版。人と環境を考えたエコロジカルな建築の設計活動を行っている。

訳書『エコロジー建築』(青土社)、他
共著『健康な住まいを手に入れる本』(コモンズ)、他
(その他建築関連雑誌等に執筆多数)

1. はじめに

有機リン系防除剤

2000.9.10
朝日

公務員官舎は使っちゃダメ でも、民間住宅には求めず

米国で規制されている有機リン系のシロアリ防除剤が、日本の国家公務員官舎を建てる時には使えなくなった。官舎建設を担当する建設省は、「使用中止は世界の流れ」と胸を張る一方、民間住宅への適用については、「化学物質の規制は通産省の管轄。民間住宅に求めるつもりはない」(住宅局建築指導課)とそうじゃない。

「公務員への配慮がなぜ国民にはできないの?」。縦割り行政というにはあまりにお粗末な話に、関係者はあきれ顔だ。官舎を建てる際に使えなくなったのは、クロルピリホスなど有機リン系のシロアリ防除剤。木材に塗るほか、床下にまくなどして害虫駆除に使われている。米国環境保護

建設省「規制は通産省の管轄」

庁は最近、子どもの健康の観点から、生産を段階的に中止するほか、学校での使用中止などの対策を打ち出している。建設省は官舎をつくる際の基準にこの趣旨を取り込み、木材保存剤として使ったり住

宅の床下などに適用される。基準を作った建設省の官庁営繕部建築課は「米国で基準が厳しくなり、健康への影響の少ない非有機リン系のものに変えることが必要だと思っ

た」と語る。民間のシロアリ業者や薬剤メーカーなどで作る日本シロアリ対策協議会も、消費者が目の痛みや頭痛などの原因となる有機リン系を嫌う傾向が強まっているため「やがて市場から姿を消すはず」という。しかし、「いまのところ、使用中止の予定はない」という。

反農業東京グループの辻方千子代表は「国の官舎には使わないと決めながら、民間は野放しというのは矛盾。なぜ国は指導を強めないのか」と話している。

この新聞記事(2000年9月10日朝日)は現在の日本の状況を物語っていて大変興味深い。新聞記事のポイントは次のようなものである。

- ・旧建設省官庁営繕部建築課が日本の国家公務員官舎新築に際して有機リン系のシロアリ防除剤を使わないことに決めた。
- ・理由は米国でも規制されており世界の流れと判断。
- ・公務員住宅にのみ規制して一般の住宅に規制し

ないのは、建材の化学物質の規制は通産省の管轄だから。

・従って民間住宅に同様の規制を求めるつもりは、建設省としてはない。(住宅局建築指導課)

あえて言うまでもなく住まいの健康問題は多くの分野に係わっている。旧省庁の管轄がらみであげてみると、少なくとも建設省、厚生省、通産省、農林水産省が関係している。建築分野での健康問題は一省庁の問題で済まないため、解決への道のが長く険しい。問題の最大の根幹はそこにあるように思われる。

2. シックハウス、シックスクールの現状

シックビルシンドローム(症候群)と呼ばれる健康障害がオイルショック後、世界的に認められるようになって久しいが、この現象は衰えることなくいまだに猛威を振るっている。シックビルというとオフィスビルに限った話のように聞こえるので、日本ではシックハウス(住宅)やシックスクール(学校)という新語が造られている。ダイオキシン問題、環境ホルモン問題と並び周辺環境に存在する有害な化学物質による健康障害という点では、その問題の根は同じである。少し違いがあるとすれば症状が急性で、原因物質によって短期間のうちに突然、健康障害が出るという点であろう。最近では住宅のみならず学校でも子供達に発症例が増え、問題の範囲が広がっている。長期滞在型の建築(住宅、学校、幼稚園、保育所、病院、オフィス、高齢者施設など)に共通する問題といえる。上記公務員官舎の規制も実は官舎の家族が化学物質過敏症になったのがきっかけだと聞いている。

シックビル症候群はアメリカの環境保護局(EPA)で次のように定義されている。(1993年)

- ①その建物の居住者(滞在者)の20%以上が不快感にもとづく症状の訴えを申し出る
- ②それらの症状の原因(因果関係)はかならずしも明確ではない

- ③それらの症状のほとんどは該当建物を離れると解消する

特徴は中毒などと異なり全員が発症するわけではなく、原因物質が特定できないことが多く、原因となっている建物を離れると症状が消えるという点にある。原因物質から離れば症状が消えるという点が、他の病気と異なるが、シックビル症候群が原因で化学物質過敏症(MCS)になると様々な微量の他の化学物質に反応して症状が出てくるようになり、重症の場合一般的な生活が困難になるほど重大な病気となる。軽症を含めるとアメリカやカナダでは10人に一人が化学物質過敏症ではないかと言われており、日本でも似たような傾向にあるのではとの専門医のコメントがある。

次のような症状のうちいずれかが以前より顕著に出てくるといわれる。

主症状①持続あるいは反復する頭痛

②筋肉痛あるいは筋肉の不快感

③持続する倦怠感、疲労感

④関節痛

副症状①咽頭通

②微熱

③下痢、腹痛、便秘

④視野の羞明(異常にまぶしい状態)、一過性の暗点

⑤集中力・思考力の低下、健忘

⑥興奮、精神不安定、不眠

⑦皮膚のかゆみ、感覚異常

⑧月経過多などの異常

これらの症状のいくつかは誰もが経験する一般的な症状で、軽度の場合は風邪、更年期障害、自律神経失調症などと間違えられやすい。そのため従来多くの患者が見過ごされてきた。

3. シックビル(ハウス、スクール)症候群の原因

シックビル症候群は有害な多量の化学物質によって発症する一般的な健康障害であるが、化学物質過敏症(MCS)は従来の中毒やアレルギーな

名称	健康障害	含まれる建材
ホルムアルデヒド	発ガン性	接着剤、合板、グラスウール
トルエン	発ガン性、変異原性	油性塗料、接着剤、木材保存剤
キシレン	発ガン性	油性塗料、接着剤、木材保存剤
パラジクロロベンゼン	催奇形性	タンスなどの防虫剤、紡ダニ剤、芳香剤
エチルベンゼン	催奇形性	有機溶剤系塗料、接着剤
スチレン	発ガン性、変異原性	発泡スチロール、ポリスチレンフォーム
クロルピリホス	変異原性	有機リン系殺虫剤（防蟻剤）
フタル酸ジ-n-ブチル	生殖異常	可塑剤（塩ビ製床材など）
テトラデカン	発ガン性	油性塗料（トルエン、キシレンの代替）
ノナナール		香料
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	生殖異常	DEHP、可塑剤（ビニールシートなど）
ダイアジノン	催奇形性等	有機リン系殺虫剤

表－１

どでは考えられないほどの極微量の化学物質でアレルギーのような反応が起こる症状を指す。私達の周辺には化学物質があふれているが、各々は微量であっても長期間のうちに体内に蓄積され各自固有の限界に近づく。あるとき有害な化学物質を大量に浴びるなどで個人的な許容量を一挙に超えると、突然様々な化学物質に対して過剰なほど敏感になり、一部の人は上記のような症状の多くを呈することになる。住宅には原因となる化学物質が特に多く、建材に含まれる化学物質が引き金になって発症する場合が一般の人では多い。

主な原因物質は建材や日常生活で多量に使われる有害な化学物質である。住宅では数百種類の化学物質が使われていると言われるが、以下は2001年4月時点で、厚生省による室内空気における濃度指針値が存在あるいは予定されている化学物質である。

表－１にあげた化学物質は調査の結果、特に使用量が多い有害性の高い化学物質で、現状では完全に排除できないため、その限界値を示す必要に迫られた物質である。しかし指針値は強制力を持たないガイドラインであるため、被害が発生しない限りこの数値が意味をもつことは少ない。多くの建材や防虫剤などでいまだにこれら物質が使わ

れているのである。しかし今後はこれらの物質を含まない建材などを使用する方向で考えるべきであろう。勿論これ以外の物質で化学物質過敏症になった例も多いので、基本原則は有害な化学物質が多量に室内に発生し充満する状態で使用しないということである。そのために建材の選択と並んで換気も大切な対策となる。

４．にぶい対策への動き

自然環境(大気、水質、土壌)汚染の問題と同様その解決への道のりは平坦ではない。その理由は建築業界から有害な化学物質を含む建材を排除することが現時点では不可能なことによる。日本の伝統的な住宅と異なり現代住宅は新建材といわれる化学物質づけの建材が多用されている。食品と同じで添加物を多用することで防腐、防虫、均一性を、そして建築独特の施工性、速乾性等を求めているからである。従ってできうる限り減らすしかないが、それを主導する立場にある自治体や行政の動きがにぶく遅い。ようやくシックハウス症候群という症状が存在することが認められた状況で、化学物質過敏症は未だ病気として国から認知されていない。つまりこの病名では「健康保健制度」が使えないということである。専門の医者は

別の病名で処方していると聞く。この状況はアメリカやカナダも同様とのことで化学物質過敏症に悩む患者にとって一日も早い公的認知が待たれる。

国民の健康問題は基本的には旧厚生省の管轄事項である。しかしその原因が建材の有害物質にある場合、主に旧通産省の管轄事項となる。しかし「ハコ」としての建築物は住宅の場合建設省の管轄で、学校になると旧文部省も加わる。それではどこが主導的に建築でのシックビル（シックハウス、シックスクール）対策を行えばよいのかということになるが、縦割り行政の日本ではこれは大変難しい調整となる。従来、建設省は主にハコ物としての建物にのみもっぱら関心を払い、建築での健康問題は厚生省管轄ということで触れたがなかった。ようやく省庁合同の健康問題対策委員会などが開かれるようになり、良い方向に向かっているが時間がかかるのが難点である。さらに問題なのは建設省や関連団体が建築分野での建材や工事に関する仕様書指導に権限を持っているが、この工事仕様書では健康への配慮がほとんどされていない。建物の耐久性や耐震性などへの配慮が主である。ところが行政が認知したこの工事共通仕様書をたてに、健康被害を起こした施工業者には、この仕様書通りに工事をしたので問題はない、あるいは健康にも適切な工事共通仕様書の筈だと言いつける施工業者が多い。

具体的な話になるが、防腐防虫剤としてのクレオソート油がその典型例である。工事共通仕様書にはこの名前を挙げて、適切な防腐防虫処理の手法の一つであると書かれている。実はこのクレオソート油の床下などへの使用により健康被害が多発しているが、現状ではこれを防止するのが難しい。公的な仕様書で薦められているからである。ところがこのクレオソート油メーカーは容器に「住宅では使用しないように」という注意書きをしている。健康被害が多発してクレームが多かったので自主的にPL法改正時に注意書きに付け加えた。メーカーが使用しないように注意している

製品を半ば公的な工事共通仕様書が薦めているという、不可解なことが起きているのである。これは建築での健康という問題を処理する体制ができていないということを如実に物語っている。建築での健康問題は厚生省管轄だから厚生省が主導的に各種指針値を提示して建設省や通産省が早急にそれに対応するというのが理想的であるが、それには大変な時間がかかるの現状である。このスピードを早くすることが何よりも望まれる。

5. おわりに

環境がらみの健康問題は息の長い対策が必要になるが、建築での健康問題は問題の存在そのものが議論されているという段階で前途が長い。少なくとも加害者になる可能性のある人は問題の深刻さをよく認識する必要がある。建築の世界では環境ホルモンやダイオキシン発生に直結する塩化ビニルなどへの問題認識は始まったばかりである。化学物質による健康障害は遺伝子、胎児、幼児レベルになるとまったくその程度やメカニズムが解明されていない。不気味としかいいようがないが、その点を良く理解し、加害者を含め決して誰にとっても他人事でないことをよく理解する必要がある。

自動車リサイクルに関する 法制化について

中間報告のとりまとめとパブリックコメントの結果から

国民会議常任幹事 弁護士 鹿野美紀

平成13年2月、経済産業省から、「自動車のリサイクルの促進に向けて一新たなりサイクルシステムの構築に向けた基本的な考え方」と題する中間報告(<http://www.meti.go.jp/feedback/downloadfiles/i10222bj.pdf>)がまとめられ、併せて2月22日から3月22日の間にパブリックコメント(<http://www.meti.go.jp/feedback/data>)の募集が行なわれました。この間に提出された意見の総数は322件と驚く程多数であり(提出される意見総数は通常は1桁、多くても2桁です)、かつ内容的にもかなり具体的で詳細なものでした。現実的な利害関係者が多数存在するということの証左でしょう。よりよい法制化に向けて、国民全体で注目し、積極的にアクセスしていくことはとても大切なことです。以下、上記中間報告の概要をお知らせします。

1 日本の自動車リサイクルの特徴は？

日本の自動車リサイクルの特徴は、①自動車の保有台数は約7600万台、その内使用済として排出される量は、年間500万台、②自動車のライフサイクルは平均10年程度、③物理的寿命よりも社会的寿命(嗜好の変化など)により、使用済とされる、④既存のリサイクルシステムが存在する、⑤現状のリサイクル率は80%、⑥廃油、廃液、フロン、エアバッグ、重金属含有部品等、適正処理ないし適正回収の強く要請されるものが多い、⑦道路運送車両法に基づく登録制度が存在する、といったことが挙げられます。

2 現状の問題点は？

使用済自動車の逆有償化がこの数年で顕著になったことから、不法投棄される自動車が増え、年間2万2千台～3千台にのぼると推定されて

います。

又、自動車はその排出量の観点からも、含有資源の有用性といった観点からもリサイクルの徹底が要請される製品であるにもかかわらず、現実にはシュレッダーダストの適正処理及びフロンやエアバッグの回収についても業界の自主的取組に委ねられており、自動車リサイクルにかかる制度的な基盤が整っていません。

3 関連する法制度は？

平成12年に改正された「資源有効利用促進法」においては自動車製造事業者に対する製造段階での配慮を義務付けており、現在検討されている使用済自動車の処理対策と相俟って自動車リサイクルの実効性・効率性を高めることが期待されています。廃棄物処理法や道路運送車両法については、自動車リサイクルに関連する条項の見直しや有効活用が必要です。

4 中間報告の問題意識は？

中間報告では、現状の問題点を踏まえ、(1)基本的な考え方、(2)関係者の役割分担、(3)リサイクル費用の徴収方法、(4)今後検討すべき課題について検討しています。

(1)基本的な考え方

- ア 不法投棄の防止に資すること。
 - イ 使用済自動車を巡る経済情勢等に左右されることなく、使用済自動車のリサイクル及び適正処理が持続的に確保され、環境負荷の低減に資すること。
 - ウ 最終埋立処分量を極小化すること。
 - エ 既存のリサイクルシステムの活用を基本とすること。
- の4点を挙げています。

(2)関係者の役割分担

①自動車メーカー・輸入事業者

不法投棄を防ぐためには、使用済自動車が有価で取引されることが必要であり、そのためには、自動車ユーザーから必要な費用を料金として請求できなければなりません。そこで、これらの事業者が、新たな自動車リサイクルシステムの構築及び運用主体として、費用を徴収する権限を有し、かつ回収の主たる責任者となることが想定されています。

具体的には、フロン、エアバッグ及びシュレツダーダストにつき、自ら又は委託してリサイクル及び適切な処理を実施すること、自動車ユーザーからの費用を徴収すること、及び取組状況の公表について責任を負わせたいとしています。

②引取者(ディーラー、自動車整備事業者等)

使用済自動車がリサイクルリートに適切に乗ることを担保し、不法投棄や不適正処理の発生を防止する観点から、引取者を新たに「引取者(仮称)」として制度上位置付けること及び廃棄物処理法に基づく管理票(マニフェスト)を併せ活用することを考えています。

自動車ユーザーから使用済自動車を引きとる際のユーザーに対する引取証(仮称)の交付、再資源化事業者へ自動車を引き渡す際の管理票の交付、更に使用済自動車のリサイクル等の実施確認まで責任を負わせたいとしています。

③再資源化事業者(自動車解体事業者、シュレツダー事業者等)

再資源化事業者を登録などにより制度上位置

付けることにより、環境負荷発生防止のための対応が徹底され、結果としてリサイクルの実施が競争原理のもとで行なわれることが期待されています。

メーカー及び輸入業者に対しフロンやシュレツダーダストの引き取りを求めるよう、或いは管理票の回付等に協力するよう求めています。

④自動車ユーザー

ユーザーに求められることは、リサイクルに必要な費用を負担し、使用済自動車を排出する場合には引取者に引渡すこと、その際引取証の交付を求めること及び自動車の抹消登録等に関する手続きを行うこと、などです。

(3)費用の徴収方法

費用の徴収主体は、上記の如く、メーカーないし輸入業者とされており、概ね合意に至っています。争点は以下の通りです。

- ア 廃車時、新車購入時のいずれの時点で徴収するか、今後販売される新車の購入者からのみ徴収するべきか、
- イ 新車購入者及び既販者ユーザーそれぞれが負担すべきか、
- ウ 徴収した費用を当該自動車のために使用すべきか、或いは徴収費用を一括して管理し、使用する対象を特定しないか、

(4)今後検討すべき事項

リサイクルの対象、内容、方法、現行制度との調整等のいずれについても、より具体的に検討していくべきとしています。

種類・産地別魚介類中のダイオキシン類の情報が公開されました

国民会議では、本年4月1日の情報公開法施行にあわせて、4月2日、水産庁に対し「平成11年度魚介類中のダイオキシン類の実態調査結果」のうち調査対象魚介類(150検体)の全生データの公開を請求し、5月10日に全面開示を受けました。

水産庁は、これまで魚類・貝類・甲殻類・その他の水産動植物について、類別のダイオキシン類の濃度を平均値で公表するにとどまり、対

象魚介類ごとのダイオキシン類濃度、異性体ごとのデータ、産地を公表していませんでした。同庁が今回情報公開に踏み切ったことは、法の趣旨にそって一歩前進したものと評価されます。

国民会議では、今後、環境省・厚生労働省のデータとつけあわせたいとわかりやすい形で皆さんにお知らせしていく予定です。ご期待下さい。

International News Clip

(最近の国際動向)

■ブッシュ大統領、POPs 廃絶を後押し

2001年4月18日、ブッシュ大統領が12種類のPOPs(残留性有機汚染物質)完全廃絶を目的とする国際条約に調印する意向を発表。PCBs、ダイオキシン類、フラン類、DDTや他の殺虫剤(アルドレン、ヘプタクロルなど)を含む12物質は、その難分解性、有毒性、長距離移動性のため問題視されてきた。これらの物質は単価が安いいため、途上国では農場の殺虫剤やマラリアベクターの蚊を駆除するために大量使用されているものもある。2年半の交渉を終え、2000年12月に南アフリカのヨハネスベルグで、122の参加国が条約内容を具体化させることで合意した。2025年まではPCBsを含む電気機器の利用を認め、経済的に有効な他の手段が見つかるまで、DDTの使用も認める内容となっている。さらに代替物質の開発・使用を促すため、約1.5億USドル規模の国際基金を設立する。条約発効には、参加50カ国の批准が必要である。

(出所: Dr Darryl Luscombe, Greenpeace International Toxics Campaign)

■「化学工業業界のための環境展望」について OECDが報告書を公表!

2001年4月、OECDが「化学工業業界のための環境展望」という報告書(“Environmental Outlook for the Chemical Industry”)を公表。2020年までの業界展望についてまとめたものである。化学工業業界による環境への影響、化学物質の利用・生産が引き起す環境・人体への悪影響を削減するため実施された多様な政策を、幅広くレビューした内容となっている。POPsや子供の健康に影響する内分泌攪乱化学物質に関連した文献も含まれている。報告書は、下記ウェブサイトから入手可能。(http://www.oecd.org/ehs/)

(出所: Mr. Jack Weinberg, Environmental Health Fund, C/O VDC, 407 South Dearborn, Suite 1775, Chicago, IL 60605)

■化学大手モンサントが 4,000万米ドルでPCB紛争を和解

2001年4月24日、化学大手モンサントが米国アラバマ州アニストン市周辺住民(1600人)に4,000万米ドルを支払い、これにより住民とのPCB紛争が和解した。モンサントは、1927年~1972年まで電気機器の絶縁体に利用するPCBsをアニストン市内で製造していた。モンサント側は、1960年頃にPCBsが及ぼす人体への危険性を認識していたが、適切な安全対策を講じないまま製造を続けた。そのため工場からPCBsを含む排水と雨水がアニストン市の貧しい地区にある水路へ流され、地域の水源を汚染した。モンサント側はこの事実を否定しなかったものの、住民の健康被害について明確な証拠がないため、罪を認めていない。地域社会に対する企業の責任を示すため、モンサント側から歩み寄った結果、和解した。

■エージェント・オレンジ(枯れ葉剤)と こどもの白血病の関係が見えた?!

2001年4月19日、The Institute of Medicine of the National Academiesを中心とした米国研究機関が、ベトナム戦争中に使用された枯れ葉剤エージェント・オレンジと白血病の関係について報告書を公表。研究の結果、直接的な関係は導き出されなかったものの、以外な関係が見えてきた。ベトナム戦争の退役軍人の父とその子が持つ急性白血病AML(Acute Myelogenous Leukemia)との間に、何かしらの相互関係があることである。つまりエージェント・オレンジが、次世代の人々に健康被害をおよぼす可能性が出てきたのである。退役軍人が実際にさらされたエージェント・オレンジの量の詳細が不明なため、決定的に結論づけるのは難しい。去年、米国空軍(U.S. Air Force)が公表した研究では、退役軍人の糖尿病とエージェント・オレンジとの因果関係が明確になった。白血病の研究も、なお一層の成果が期待される。

(出所: Mrs. Sue Pleming, JPMyers@wajones.org)

(翻訳: 森谷 隆)

公開学習会

「ダイオキシン特措法の施工から1年」

今年1月の省庁再編により名称が変わった環境省のダイオキシン対策官今田長英さんにダイオキシン特措法が施行されて1年の成果と今後の課題というテーマでお話を伺いました。

我が国のダイオキシン対策は、欧米に比べその対策が遅れていたが、平成11年2月ダイオキシン対策関係閣僚会議が設置(今年1月から、「ダイオキシン類対策関係省庁会議」に衣替え)、基本指針を決定(その後、同年9月に改訂)、「今後4年以内排出総量を平成9年に比べ約9割削減」と政策目標を掲げ、耐容一日摂取量(TDI)はじめとする8項目の緊急対策を打ち出した。「基本指針の主な対策である①インベントリーについては、平成9年と比べ平成11年の排出量は2年間で6割超の削減。②精度管理については、精度管理指針を作成。平成13年度から環境省が実施の請負調査について、測定分析機関の受注資格審査を行い競争入札等への参加を認める。受託機関に対しては、精度管理の確保のために、立入査察の実施等を行う。計量法改正案が国会に出される予定となっている。JCLA(日本化学試験所認定機構)の認定制度が発足した。③廃棄物の減量化については、平成22年度までに最終処分量を一般廃棄物及び産業廃棄物ともに平成8年度の半分とする削減目標を設定している」

このような我が国のダイオキシン対策の経緯のもと、議員立法でダイオキシン類対策特別措置法が立法化された。ダイオキシン対策だけを目的にし、世界に例のない法律であり、平成12年1月から施行。大汚防法及び水濁法の特別法である。特措法では、各種基準等の設定された。①TDIは、4pg-TEQ/kg/日、②環境基準等として、大気(年平均値0.6pg-TEQ/m³以下)、水質(年平均値1pg-TEQ/L以下)、土壌(1000pg-TEQ/g以下)、③排出規制基準などが設けられた。大気基準適用の特定施設は、平成12年3月31日現在、全国で23,243施設届出あり。廃棄物焼却炉が22,453施設(2t/h以上の大型炉:2,444、0.2~2t/hの中型炉:4,336、200kg/h未満の小型炉:15,673)、産業系施設は790施設(アルミニウム合金製造施設:632、製鋼用電気炉:113等)と

なっている。平成11年1月以降、廃止炉が約4,000、休止炉が約600あった。今後も小型焼却炉は休止が増えるであろう。水質基準適用の特定施設は、平成12年3月31日現在、全部で3,514施設の届出あり。大部分(2,990)が廃棄物焼却炉に係わる廃ガス洗浄施設・湿式集じん施設・灰の貯留施設である。また、監視測定として、平成10年度実施のダイオキシン類緊急全国一斉調査により、大気、降下ばいじん、公共用水域水質、地下水質、公共用水域底質、土壌、水生生物における全国規模の汚染実態がされているが、平成12年度以降は、特措法に基づく常時監視として緊急全国一斉調査を上回る規模で体系的に実施される見込みである。継続46地点における大気中のPCDD+PCDF濃度は、排出インベントリーに見られる排出量の大幅な削減を反映して、明確な低下傾向が見られている。今年度は、小型廃棄物焼却炉等で利用できる公定法をベースとした比較的高濃度測定用の廉価な測定法を確立し、施行規則(総理府令)第2条の改正を目指す。また、来年度以降は、全ダイオキシン類、特定異性体、前駆物質等を測定対象とする代表的な測定手法や生物検定による手法についても検討を行う予定。特措法33条の排出削減のための国の計画が昨年9月に策定。排出インベントリーをベースに、平成14年度中に9割削減という基本指針の目標が国の計画という形で具体化され、実施中である。その他の問題として、①総量規制に関する手法の検討が平成12年度から開始され、総量規制の導入地域の選定調査や発生源が集中地域の発生源等の詳細調査について準備中。②特措法附則2条1項により臭素化ダイオキシンについて調査検討中。特措法等により、フローについては対策も固まったので、今後の課題としてはストックの問題が重要である。さらに、廃PCB問題の動向、残留性有機汚染物質(POPs)条約、環境ホルモンとしてのダイオキシン類対策が問題である。以上のような内容でしたが、今後も特措法の実施の状況ははじめストックの問題等気を抜くことのできない課題の解決に向けより一層の進展を期待したいと思います。

(ダイオキシン委員会)

◎映画「いのちの地球 ダイオキシンの夏」完成！

国民会議が監修した長編アニメーション映画「いのちの地球 ダイオキシンの夏」がこの夏公開されます。化学工場の爆発によりダイオキシンが降ったイタリアの町セブソを舞台に児童文学者の蓮見けいさんが書いた「ダイオキシンの降った街」(岩崎書店)を原作として製作されました。爆発事故直後から次々と起こる人々の不調や動物達の死を目にした子ども達が「黙って見ていただけじゃなく、わたし達で調べてみましょう」と少年探偵団をつくってダイオキシンにせまるといふ、子ども達が主役の勇気と友情の物語です。

■劇場公開は8月18日～8月31日 シネ・リーブル池袋(東京池袋西口メトロポリタンプラザ8F)で毎日午前10:00より1回の上映です。夏休みなので、ぜひお子さんとごいっしょにご覧下さい。劇場上映のお問い合わせは映画「ダイオキシン」製作委員会tel042-396-7815まで。

また、劇場公開に先立ち、国民会議ほか環境問題 NGO 5 団体と製作委員会の共催で、完成試写会と講演の集いが開催されます。(なお、この日は講演がありますので「小さいお子様づれは」ご遠慮下さい。)

●7月21日(土)13:00～16:00

会場/豊島区公会堂 会費/資料代500円

・13:00～講演/中村梧郎氏(ジャーナリスト:写真集「戦場の枯葉剤」岩波書店ほか)

・14:30～映画上映

・問合わせ:申込先/環境市民ひろば

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-29-5

大塚ダイカンプラザ1F

往復ハガキ(お一人様一通)でお申し込み下さい。

tel03-5907-2670, fax03-5907-2671

●20世紀の巨大技術・人工化学物質のあり方を問う！ ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議/代表

立川 涼

ダイオキシン問題の原点は、1960年のベトナム戦争と1976年イタリア、セブソでの化学工場爆発である。なかでも後者は、世界のファッション界をリードするミラノの近郊セブソで発生し、欧米の人々に強い衝撃をあたえた。そのことは、厳しいローマカトリックの国イタリアで、ダイオキシンに曝露された妊娠女性の人工中絶が認められた一事からもうかがえよう。

このセブソ事件を題材に『いのちの地球・ダイオキシンの夏』は映画製作される。工場爆発後の、企業や行政の相も変らぬ隠ぺいや怠慢、住民の苦しみと闘い、そして悲劇の中から希望を探る少年少女など、観る者に怒りと感動を

さそうであろう。セブソは日本にもある。他人事ではないのである。

ダイオキシン・環境ホルモンの毒性影響は、個人が学習し、賢明な生活を選択すれば回避できるようなものではない。生活を節制すれば守れる生活習慣病とは根本的に異なる。社会的な取組と行政的対応、さらには国際的連携も必要である。ダイオキシン・環境ホルモン問題の関心が高まっているわが国の現在、この映画が、20世紀の巨大技術、人工化学物質のこれからのあり方を考え直す良い機会となることを望んでいる。

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

『ケイタイは国を亡ぼす』

というタイトルの記事が雑誌に載っていた。4月現在で、約6,800万台、人口普及率53%という国民皆携帯電話の時代。「使い続けると電磁波で頭をやられる(そのせいだと思う)」「活字離れ(読書離れ)に拍車をかける」「デジタル人間化して感性がよけいおかしくなる」「電話料の支払に追われて小遣いがなくなる」「出会い系サイト(メル友)などという仮想現実にはまる」などと一部の識者は言う。

しかし、他方、「ただの道具。最後は使う人の問題」「人間は技術を追い求める本性がある」「携帯電話で、一人暮らしの人はどんなに助かっているか判らない」などから、「ケイタイのない生活なんて考えられないーん、カラダの一部だモン。」という高校生まで、現実には、批判の声などがきこえる。

ところで、この携帯電話機のリサイクルはどうなっているのだろうか。ひと月で100万台以上加入者が増加しているそうだが、

買い替えなどの時、相当数の使用済電話器が出るはずだ。これには、金、パラジウム、銅、鉄などが使われている。産廃になっているのか。早速、チョー成長会社「ドコモ」に問い合わせをしてみた。さんざん電話を廻されたあげく、本社の社会管理室という部署の担当者の方が出て、「ドコモ・カムバックキャンペーン」というのをしており、端末機(電話器等のこと)は各販売店で回収し(回収率約50%とか)、支店を経て営業センターに集積され、そこから民間委託の金属処理業者へ渡り、金属類は「マテリアルリサイクル」され、残りは発電の燃料に使われ、回収したものは100%リサイクルしている、と説明があった。そして今年からは、ドコモ以外の各社も他社の製品でも回収することになったとのこと。

しかし、そのリサイクル過程を検証している訳でもないし、外部に発表するような資料もないそう。『ドコモ携帯』からの問い合わせだと、もう少し詳しく説明してくれたいかも知れない。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第11号

2001年5月発行

発行所

〒105-0004

東京都港区新橋4-25-6

ヤスキビル2-6F

コスモス法律事務所内

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議事務局

TEL 03-3432-1490

FAX 03-3432-1490

編集協力・レイアウト

南総合工房キャップ

*国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin@attglobal.net です。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>